

高齢者福祉施設 施設長  
介護サービス事業所 管理者 各位

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課長

## 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成及び避難訓練の報告について(依頼)

水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、浸水想定区域や土砂災害計画区域に立地する要配慮者利用施設の管理者等には、避難確保計画の策定と、避難訓練の実施(原則、年1回以上)が義務付けられています。また、所管の市町村に対し、避難確保計画の提出及び訓練結果の報告を行うこととされています。

つきましては、下記のとおり避難確保計画の作成、報告及び訓練の実施状況を報告されますようお願いいたします。

### 記

#### 1 報告の内容

##### (1)避難確保計画の作成、報告(提出)

要配慮者利用施設において避難確保計画を作成していない場合、速やかに作成のうえ、報告してください。また、すでに報告している避難確保計画の変更等を行った場合は改めて報告をお願いします。

##### 【施設・事業所が浸水想定区域、災害警戒区域内に該当するかの確認方法】

福岡市地域防災計画「資料編」及び福岡市総合ハザードマップ双方で確認してください。

○福岡市ホームページの検索欄に「福岡市地域防災計画」と入力し検索、「福岡市地域防災計画」のページにあるPDFファイル「資料編」PⅢ62～101を参照

○福岡市ホームページの検索欄に「福岡市総合ハザードマップ」と入力し検索、総合ハザードマップを参照し、施設が範囲に入っているかを確認してください。

##### 【避難確保計画作成にあたっての参考資料】

福岡市ホームページ「要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等について」掲載の「避難確保計画の作成・活用の手引き・様式等」をご活用ください。

[https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/t\\_bousai/bousai/hinankakuhokeikaku.html](https://www.city.fukuoka.lg.jp/shimin/t_bousai/bousai/hinankakuhokeikaku.html)

##### (2)避難訓練の報告

避難訓練実施後は、概ね1ヵ月以内を目安に訓練実施結果を報告してください。なお、訓練を複数回に分けて実施する場合には、最終回にまとめて報告して差し支えありません。

また、令和7年度の実施結果を報告していない場合は、速やかに報告してください。

#### 2 報告方法

##### ○ 福岡市電子申請システム(グラファァー)での報告

福岡市ホームページからのリンクから、福岡市電子申請システムにアクセスし、次の手順に沿って手続きを進めてください。一つの法人が複数の施設・事業所を運営している場合であっても、施設・事業所ごとに報告が必要です。

##### ① 申請画面で Graffer アカウントにログイン

(アカウントがない場合、アカウント作成登録メールアドレスで受信したリンクにアクセス再度申請画面でログイン)

- ② 必要事項を入力
- ③ 「この内容で申請する」をクリック
- ④ 「申請が完了しました」の画面が出たら報告完了  
※スマートフォンからも手続き可能です。不明な点がある場合は、「福岡市電子申請システム（グラフィアー）のよくある質問」をご覧ください。

**【ホームページ掲載箇所】**

福岡市ホームページ > 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 事業者の方へ > お知らせ >

[要配慮者利用施設の避難確保計画等について](#)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/fukushi/jigyousyasido/health/00/05/youhairiyokaigohinankakuhokeikakur5.html>

**【問い合わせ先】**

福岡市 福祉局 高齢社会部 事業者指導課

【施設指導係】 電話 711-4319

shisetu-shido@city.fukuoka.lg.jp